



## ☆ ☆。 —————。青色申告・確定申告について。————— ☆ ☆

今回は、青色申告について、今年の確定申告の改正点についてご紹介させていただきます。

### 青色申告について

#### ・青色申告とは

日々の取引を所定の帳簿に記帳し、確定申告することで税金の面で有利な特典を受けられる申告方法のことです。

#### ・青色申告を受けるために必要な届出と提出期限

青色申告を受けるためには青色申告承認申請書を、下記の期限までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。いずれのケースの場合も、期限を過ぎないように注意しましょう。

##### ①原則

青色申告をする年度の3/15まで

##### ②新規開業した場合

1/1-1/15の間に新規開業した場合：その年の3/15まで

1/16以降に新規開業した場合：開業後2ヶ月以内

##### ③事業を相続により承継した場合（亡くなった人が青色申告をしていた場合）

相続開始が1月1日から8月31日までの場合：死亡の日から4ヶ月以内

相続開始が9月1日から10月31日までの場合：その年の12月31日まで

相続開始が11月1日から12月31日までの場合：その年の翌年の2月15日まで



青色申告承認申請書以外にも状況に応じて、開業届、給与支払事務所開設届、源泉納期の特例承認申請書、青色専従者給与に関する届出の提出が必要な場合がありますので、青色申告をする際、いつまでに、自分はどの届出を、提出する必要があるのか、しっかり確認しておきましょう。

### 確定申告の改正点について

今年の確定申告の改正は、主に確定申告書の書式に関するものが目立ちました。その一部をご紹介します。

#### ・住宅ローン控除の期間延長と要件緩和

原則：取得した年度に入居、床面積が50㎡以上

改正：新築なら2021年9月末までに、分譲住宅なら2021年11月末までに取得（契約）したもの  
→2022年12月末までに入居すれば、住宅ローン控除が適用可能

また、一定の所得を下回った場合、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅も住宅ローン控除が適用可能

#### ・保育の助成等の非課税措置

国や自治体からの助成（ベビーシッターの利用料や認可外保育施設等の利用料など）に対する所得税や住民税が非課税となったため、2022年から確定申告不要

#### ・確定申告書の様式変更について

##### ①事業収入、不動産収入の区分欄の創設（確定申告書Bのみ）

- ・事業所得の収入の区分欄、不動産所得の収入の区分2欄 →記帳・帳簿の保存状況についての数字を記載
- ・不動産所得の収入の区分1欄 →国外中古建物の所得に係る損益通算特例の適用がある場合のみ「1」を記載

##### ②住民税の特定配当等の申告不要欄の創設

総合課税で配当控除を受ける場合等→申告不要に○

##### ③雑収入の「その他」の欄の区分欄の創設

雑所得の収入（その他）の区分欄→個人年金保険の収入がある場合は「1」、暗号資産の収入がある場合は「2」、その両方の収入の両方がある場合は「3」を記載

##### ④押印欄の廃止

等々



年に一度の確定申告、きちんと理解して、正しく申告しましょう！

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：林）